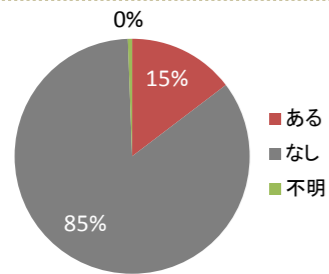


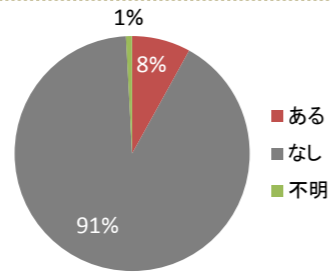
権利侵害に関する項目

- アンケート回答企業のうち、海外における権利侵害に関する経験については、以下のとおりです。
- 「模倣品被害」については、15%の企業（173社）が被害を受けた経験があると回答しています。
- 「冒認出願」については、8%の企業（95社）の企業が被害を受けた経験があると回答しています。
- また、6%（75社）の企業が、「海外の企業から権利を侵害していると指摘を受けた」経験があると回答しています。
- 権利侵害に関する係争に巻き込まれた場合は、適切な対応をとる必要があります。

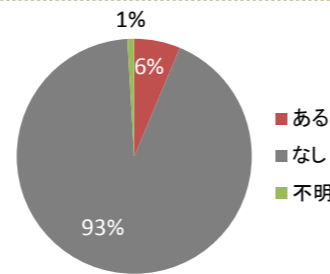
平成29年度 模倣品被害を受けた経験
(回答企業数 1,181件)



平成29年度 冒認出願の被害を受けた経験
(回答企業数 1,181社)



平成29年度 権利侵害をしていると指摘を受けた経験
(企業回答数 1,181社)



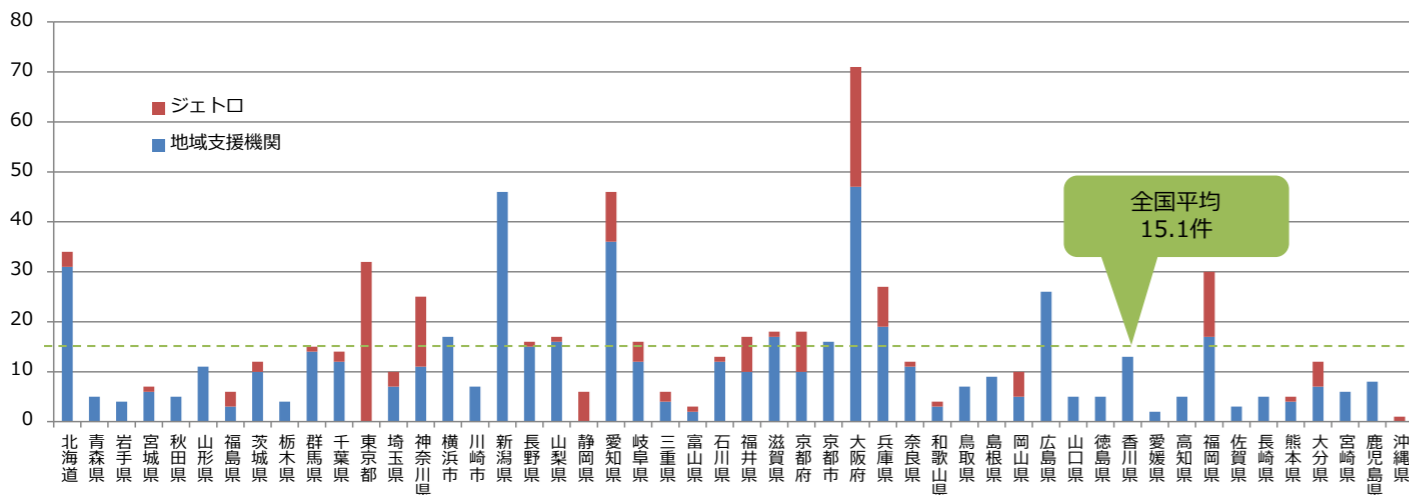
▶ 特許庁の中小企業海外侵害補助金のご利用をご検討ください!! ※補助金は、ジェトロを通じ交付します。

- 模倣品対策支援** 模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発、税関差止申請等を実施し、その費用の2/3を助成（上限額400万円）。
 - 冒認商標無効・取消係争支援** 海外で悪意の第三者に会社名、製品名を先取り出願された場合（冒認出願）、異議申立、無効・取消審判請求、訴訟に係る費用の2/3を助成（上限額500万円）。
 - 防衛型侵害対策支援** 海外で現地企業から知財侵害により訴えられた場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用の2/3を助成（上限額500万円）。
- ▶ 知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟保険加入の掛金費用の1/2（継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、1/3）を助成します。
この保険は、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会がそれぞれ運営する団体保険です。

平成28年度の支援実績及びお問い合わせ先について

- 平成28年度は全国で712件を支援し、29年度も更に増加する見込みです。30年度も継続して実施しますので、ぜひ外国出願補助金をご利用ください。

平成28年度 地域別支援件数（採択数ベース）（支援案件数：712件）



<外国出願補助金交付に関するお問合せ先>

- 全国実施機関
(独) 日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的財産課 外国出願デスク
TEL：03-3582-5642
- 地域実施機関(平成30年度予定)
50の都道府県・市の中小企業支援センター等を通じ実施しています。
お問合せ先については、特許庁のホームページをご覧ください。「特許庁外国出願補助金」で検索！
http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm

<制度に関すること及び本資料に関するお問合せ先>

特許庁普及支援課支援企画班 TEL：03-3581-1101 内線2145



補助金を利用した企業の事例集を作成しています。4月上旬にホームページに掲載予定ですので、ぜひご覧ください。

<本調査概要>

本調査報告書は、平成24年度～平成28年度に特許庁の外国出願補助金※（中小企業等外国出願支援事業）をご利用いただいた方に対するアンケート調査を基に作成しております。

※外国出願補助金：海外展開を計画する中小企業等に対し、都道府県等中小企業支援センター及び（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）を通じ、外国出願に要する費用の1/2を助成するものです。

<アンケート調査の概要>

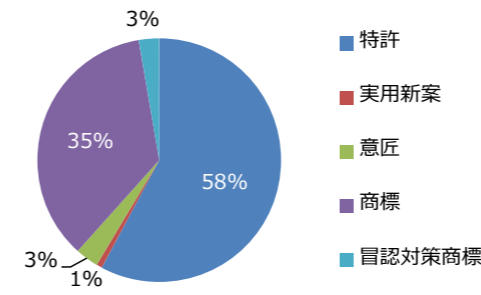
調査時期：平成29年11月～12月

調査項目：補助金を利用した外国出願の進捗状況、補助金を利用して取得した権利に関する事業の海外展開状況、権利侵害に関する経験等

配布対象：1,535社（2,433案件）

回答数：1,181社（回収率76.9%）

支援案件内訳（累計支援案件数：2,667件）



※冒認対策商標：第三者による抜け駆け出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願

年度別支援件数の推移（累計支援案件数：2,667件）

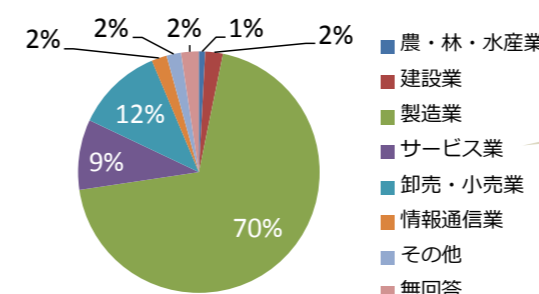


※平成22年度から、意匠・商標を補助対象に追加
※平成25年度から、実用新案・冒認対策商標を補助対象に追加

支援企業の概要

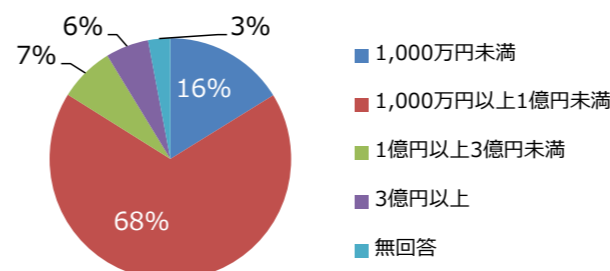
- アンケート回答企業のうち、業種は、製造業に分類される企業が全体の70%と最も多く、続いて卸売・小売業が12%、サービス業が9%でした。
- 資本金別では、1,000万円以上1億円未満の企業が68%と最も多く、続いて1,000万円未満が16%、1億円以上3億円未満が7%、3億円以上が6%でした。
- 従業員数別では、20人以下が43%と最も多く、続いて21人以上100人以下が29%でした。

業種分布（アンケート対象企業 1,181社）

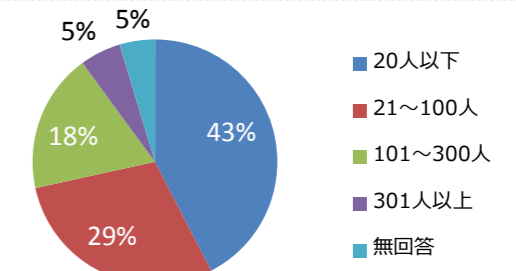


製造業の事業者が技術等を特許出願するケースが多いが、サービス業の事業者による、会社名・製品名等の商標出願も増加している。

資本金分布（アンケート対象企業 1,181社）



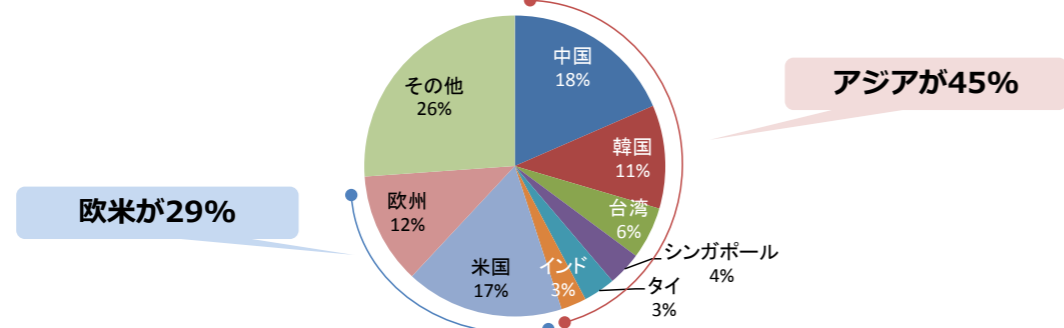
従業員数分布（アンケート対象企業 1,181社）



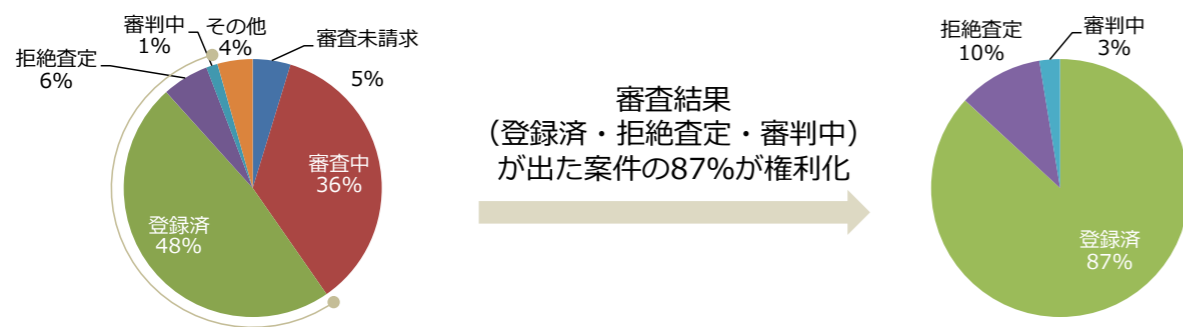
各案件の出願先と進捗状況

- アンケート回答企業のうち出願国・地域で最も多いのが中国で、韓国・台湾などのアジア全体で4割以上を占めています。
- アンケート回答企業の支援案件の進捗状況は、登録済が48%と最も多く、拒絶査定等の件数と合わせると半数が審査結果がでています。これら**審査結果（登録済・拒絶査定・審判中）が出たものの中でみると87%が権利化されています。**

出願国・地域（国・地域別の延べ数で5,327件 ※未回答を除く）



進捗状況（国・地域別の延べ数で5,327件 ※未回答を除く）

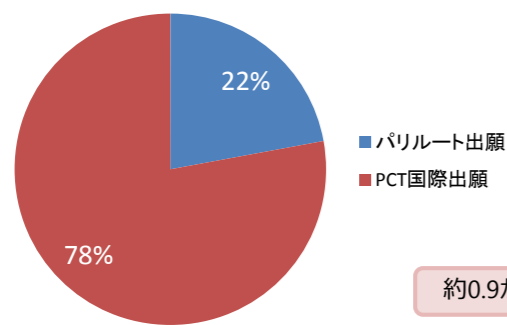


各案件の出願方式

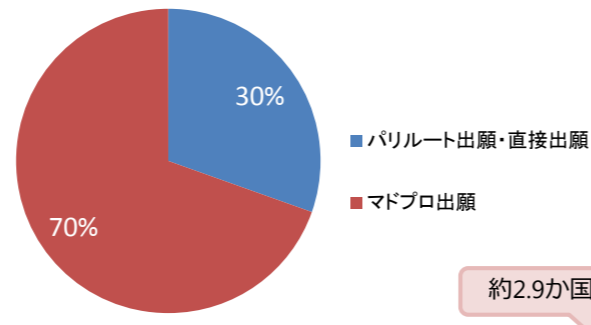
- アンケート回答企業の支援案件のうち、特許・商標の出願方式では、特許は78%がPCT国際出願によるものであり、商標は70%がマドプロ出願によるものでした。平均出願国数は、特許では、PCT国際出願がパリルート出願より約0.9か国多く、商標では、マドプロ出願がパリルート出願・直接出願より約2.9か国多いという結果になりました。
- 出願国が増えるほど、出願事務の簡素化やコストの削減を図るため、条約加盟国に対して一括して出願できる、PCT国際出願やマドプロ出願の方式で出願する者が多いことがわかります。

※PCT国際出願：PCT(特許協力条約)に基づく国際出願を行った後、PCTの締約国へ国内移行を行う手続のこと。
 ※パリルート出願：日本国特許庁への基礎出願の日から12ヶ月以内に、パリ条約に基づく優先権を主張して、パリ条約の締約国毎に直接出願すること。
 ※マドプロ出願：マドリッド・プロトコル(議定書)に基づき、日本の商標出願・登録を基礎とし登録したい締約国を指定して国際出願すること。

特許（案件数1,001件 国・地域別で2,780件）



商標（案件数759件 国・地域別で2,234件）



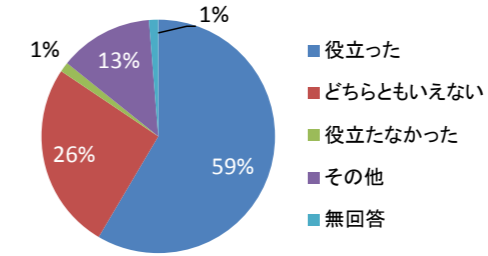
出願方式	案件数	国数	平均国数
パリルート出願	290	614	2.12
PCT国際出願	711	2166	3.05

出願方式	案件数	国数	平均国数
パリルート出願・直接出願	418	680	1.63
マドプロ出願	341	1554	4.56

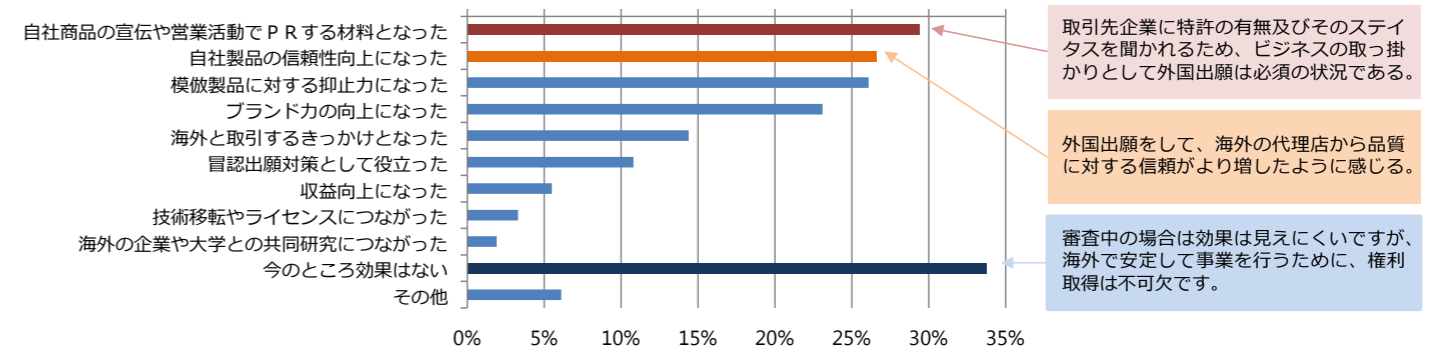
本補助金の効果・満足度

- 本補助金が海外の事業展開に役立ったと回答した企業は59%になります。
- また、本補助金の効果としては、自社製品の宣伝や営業活動でPRする材料となったが29.4%となりました。また自社製品の信頼性向上になったと回答した企業は26.6%でした。一方で、いまのところ効果がないという回答もありますが、まだ審査中で権利化されていないなど、効果を実感するまで時間がかかることが原因と考えられます。

本補助金が海外への事業展開に役立ったか（回答企業数1,181社）



本補助金の効果（複数回答）（アンケート回答企業1,172社）



外国出願に要した平均費用

- 本補助金を利用し、外国出願に要した主な国や地域の特許・商標の平均費用を算出しました。
- 外国出願には多額の費用を要し、本補助金ではこの費用の1/2を補助しています。

国	特許	商標 (直接出願)	商標 (マドプロ出願)
中国	約22万円	約8万円	約9万円
韓国	約21万円	約7.5万円	約16万円
台湾	約15万円	約8万円	-
米国	約28万円	約12万円	約14万円
欧州	約69万円	約20.5万円	約20万円
タイ	約11万円	約9.5万円	-

※マドリッド・プロトコルに加盟していない

国	特許	商標 (直接出願)	商標 (マドプロ出願)
米国	約23万円	約8万円	約16万円
欧州	約19万円	約12万円	約17万円
タイ	約20万円	約13.5万円	-

※平成28年度時点ではマドリッド・プロトコルに加盟していなかった

* 本データは、平成26・27・28年度補助金利用案件(395案件)の実績報告書をサンプルとして算出しています(本補助対象費用は、外国特許庁への出願費用、国内外代理人費用、翻訳費、出願と同時に行った審査請求料・登録料ですが、出願には、この他の費用が必要となる場合もあります)。
 * この表におけるマドプロ出願の現地費用は、WIPO国際事務局へ支払う基本手数料(653スイスフラン)+各国の個別手数料で算出しています。マドプロ出願は、一度の出願で複数国へ出願できる制度であるため、複数国をまとめて出願する場合に利用されています。基本手数料は複数国を指定しても同一料金で、基本料金に個別手数料等が加算される仕組みです。(※基本手数料653スイスフランは平成30年3月現在の料金)。
 * 「翻訳費」について、同じ言語圏へ出願する場合は流用ができます。